



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No.13 1991年12月10日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒102 東京都千代田区六番町1 自治労安全衛生対策室内

TEL 03-239-9470

もくじ

石綿対策全国連 第5回総会を開催	2
〈特別講演〉	
アスベスト処理の現状について	2
〈資料〉	
第5回総会議案書	4
総会宣言	9
1991年度役員	10
アスベスト・職業がん110番集計結果	11

石綿対策全国連絡会議 第5回総会を開催

石綿対策全国連絡会議は、11月5日、自治労会館で第5回総会を開催しました。地方からの参加者を含め、30名が参加しました。

代表委員としてあいさつに立った富山洋子さんは「アスベストの問題は過去の問題としてとられがちだが、アスベストはいろいろなところに使われており、現在でも対策が必要な問題だ。昨年亡くなった田尻宗昭さんは『公害を止めるのはみんなの生命がけの行動だ』といっていた。みなさんの熱意でアスベストを根絶するために頑張っていきましょう」と訴えました。

伊藤事務局長は、一年間の活動の経過を報告したあと「来年の通常国会ではアスベスト規制法を是非とも成立させなければならない。そのためには、地方議会から政府に意見書をあげていく地域の活動と、アスベスト・職業がん110番の成果をひきつぎ、被災者の掘り起こしと被災者の組織化に取り組みとを、国会と結んだ運動としてつくり上げていこう」と今年度の活動方針（案）を提案しました。出席者からは「廃棄物処理法の改正にともなってアスベストが特別管理産業廃棄物に指定されるなら、そのことをアスベストの規制に有効に利用していこう」「日本石綿協会の自主規制方針と私たちの求めている法規制のちがいを明確に打ち出すべきだ」などの意見がだされました。これらの意見をふまえ、活動方針が決定されました。

全国安全センターの古谷事務局長から、アスベスト・職業がん110番の報告をうけました。役員改選に移って、代表委員、事務局長を再選し、運営委員を選出しました。さらに、「アスベスト規制法制定に全力をあげる」という総会宣言を採択して、総会を終了しました。

その後、日本石綿処理工業協会（NAA）運営委員の宮川隆司さんから「アスベスト処理の現状について」という特別講演を受けました。

<特別講演>

アスベスト処理の現状について

日本でアスベストの吹き付けが原則禁止になったのは1975年です。吹

き付けられたアスベストの処理工事が本格的に問題になったのは、1986年の沖縄の米軍施設からでした。そして、学校の問題へと発展していきました。

NAAは、1988年7月に64社で発足しました。現在は、アスベスト処理工事業者約100社が加入しています。NAAは、①安全なアスベスト処理工事の普及、②アスベスト処理作業者、管理者の養成・訓練、③保険・補償制度の運営・普及、④アスベスト代替品・施工方法の開発、⑤海外への視察・研修ツアーなどの事業をおこなってきました。

日本では、アスベストが社会問題となり、無計画に除去工事がおこなわれました。工事の発注者や施工業者がアスベスト問題の本質を理解していたのか疑問が残ります。アスベスト問題の本質とは、①アスベスト繊維は肉眼ではみえない、②絶対安全値は存在しない、③曝露から発病まで20~30年かかる、④アスベストは不滅であり環境に蓄積される、ということです。

NAAは、処理工事後の養生をいつ解くかという問題で、WHOを参考に10f/m²というクリアランスレベルをいち早く決めました。NAAのマニュアルに従った工事をおこなって、労働者、第三者に被害がでた場合、最高1億円の補償をする保険制度を確立し、「安全の証」としています。現在、これをクリアできる業者は10数社しかないでしょう。

アスベスト処理工事は、1987年からはじまり、1988年には文部省の国庫補助が380億円ついたので、業者が約1,000社という、500億円市場になりました。官庁ベースでみると1990年は処理面積が前年の6割ほどに下がり、官庁よりおくれて工事がはじまった民間でも現在の処理面積は横バイです。これは民間大手メーカーの処理工事が一段落したことをうかがわせます。そのため、現在稼働している処理工事業者は300社前後になっていると思います。

アスベスト問題は平静さをとりもどしました。量をこなすのではなく、今こそ質を高める本来的な処理工事をおこなう必要があります。残念ながら相変わらずズサンな工事もおこなわれていますが、建設業者がもっとアスベスト問題に理解をもってもらう必要があります。処理工事に対する法的な規制も必要だと考えています。地球の環境を守るために今後も努力していきたいと思います。

(文責=編集部)

1991年11月5日
自治労会館

石綿対策全国連絡会議 第5回総会議案書

1990年度の活動報告

1、はじめに

石綿対策全国連絡会議は、昨年11月27日 第4回総会を開き、①アスベスト規制法（仮称）の制定、②学習会の開催、③調査活動、④諸団体の支援協力、⑤組織の強化拡大など、1990年度の活動方針を確認して活動してきました。具体的には、アスベスト規制法制定運動、業界との交渉、アスベスト・職業がん110番の実施などをおこなってきました。

2、アスベスト規制法制定運動

- (1) 「アスベスト規制法制定をめざす会」を中心に法制定運動をおこなってきました。
- (2) 昨年11月27日に「アスベスト規制法制定をめざす全国集会」を開きました。600名が参加をし、保護服を着た人を先頭にデモ行進をおこないました。当日はアスベストの製造、輸入、販売等の原則禁止、アスベスト使用建築物の改修解体工事の規制を内容とする「めざす会」の規制法要綱（案）を発表しました。
- (3) 事務局を中心に国会対策プロジェクトチームを作り、提案理由、想定問答づくり、関連資料あつめをおこないました。この作業の成果は、資料集「アスベス規制法制定に向けて」にまとめることができました。
- (4) 2月段階での法制局との議論は、既存のアスベスト使用建築物の解体改修工事の規制をどうするかという問題でしたが、実効性の確保が極めて困難であること、建築物の所有者に対して一定の義務を課すことが困難であることなどの理由により、規制法案に含めないことにしました。
- (5) 3月22日の「アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム」の席上、清水澄子参議院議員より、社会党政策審議会の「石綿の規制等に関する法律要綱（案）」の説明がありました。その後、社会党内の調整がおこなわれ、4月下旬には社会党案がまとまりました。しかし、5月8日に会期末となる第120回通常国会の会期延長がないことがはっきりし、野党間のすりあわせができていませんでしたので、第120回通常国会での法案提

出をあきらめました。

- (6) 4月24日に「アスベスト規制法（仮称）制定を求める国会請願署名」629,017人分を衆参両議長に提出しました。紹介議員には、社会党、公明党、共産党、民社党、社会民主連合、連合参議院の各国会議員になっていただきました。全野党の協力が得られたことは今までの運動の成果であり、こんごの国会対策に明るい展望が開けました。また、集会後、「めざす会」として、衆参の社労、商工、環境の各委員会の委員長、理事にたいしてはじめて要請行動をおこないました。
- (7) その後も社会党内からだされている意見を踏まえ、アスベスト規制法の要綱案について参議院法制局と意見交換をつづけています。

3 廃清法の改正

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案が、10月に閉会した第121回臨時国会で成立しました。厚生省は、五島正規衆議院議員の質問に答えて「建設廃材に含まれる飛散性アスベストは特別管理産業廃棄物に指定する」と答弁しました。特別管理産業廃棄物に指定されると、政令で定める処理基準に従うこと、排出事業者は管理責任者を選任すること、処分を委託する場合に管理票（いわゆるマニフェスト）を交付することなどが義務づけられます。なお、飛散性アスベスト廃棄物とは、吹き付けアスベスト、アスベスト保温材等のことです。

4 対政府・業界交渉

- (1) 3月22日、行政のヒアリングをおこないました。これは「国會議員と市民の共同政策ネット」の一環として取り組んだもので、「第88回市民と政府の土曜協議会」という形で開催しました。当日は、労働省と建設省のヒアリングをおこないましたが、「めざす会」は、事前に厚生、環境、労働、建設、通産の5省庁に対して質問書を提出して回答をもらうなど、折衝を重ね、アスベスト対策の現状について聞くことができました。
- (2) 4月24日、参議院環境特別委員会で清水澄子参議院議員が、東京大学工学部8号館アスベスト飛散事件、首都高速4号線アスベスト落下飛散事件について質問しました。
- (3) 12月から1月にかけて日本石綿処理工業協会、日本石綿製品工業会、日本硝子繊維工業会と、3月に石綿スレート協会と、6月と9月に日本石綿協会有志と話し合いをおこないました。また、7月と8月に全国建設業協会、日本自動車工業会、日本建築士事務所連合会、新日本建築家協会にアスベストを使用しないように申し入れをおこないました。このような石綿関係業界との話し合いは、私たちの考え方を知ってもらううえで極めて意義のあることでした。
- (4) 8月1日に日本石綿協会が発表した自主規制方針は、アスベストは「安全に使えば良い」という考えから「必要かつ安全に管理できるものしか製

造しない」という姿勢に転換したものであり、アスベスト規制法制定を意識したものといえます。私たちは、自主規制の内容をさらに強化するよう求めるとともに、アスベスト規制法制定をめざしていきます。

5 アスベスト被災者の援助

- (1) 7月2日、全国安全センターと共に催して、はじめて「アスベスト・職業がん110番」を全国12都府県14ヵ所でおこないました。325件の電話相談があり、うち職業暴露による健康被害相談が131件でした。アスベスト被害の深刻さとアスベスト問題に関する国民の関心の高さがうかがえます。また、行政にこのような相談ができる窓口がないことも明らかになりました。110番の結果をまとめるとともに、労災申請するケースは逐次申請していきます。相談直後に中皮腫で亡くなられた香川県高松市の谷口さんの労災認定が10月におりました。
- (2) 4年目をむかえた横須賀石綿じん肺裁判は、原告の証人尋問という段階に入っています。6月1日には神奈川県横須賀市で230人を集めて「石綿被害を許すな！全国交流集会」が開かれました。建設労働者の肺がん認定を勝ち取った愛媛労働災害職業病対策会議は、6月30日には愛媛県松山市で200人を集めて「アスベストなんていらない松山集会」を開きました。長崎県では、7月2日、佐世保地区労の主催でアスベスト学習会が開かれ、60人が参加しました。
- (3) ジョンズマンビル社にたいする62人の賠償請求については、まだ決定がおりていません。学校を中心としたアスベスト撤去にかかる物的損害請求20億ドルに対してマンビル補償信託基金より6千万ドルが支払われ、基金の支払総額は1億5370万ドルになりました。また、マンビル社の裁判による賠償金は10億ドルにのぼっています。

6 教育広報活動

- (1) 3月22日、アスベスト規制法制定をめざす会の主催で「アスベスト規制法制定をめざすシンポジウム」を開催しました。120人が参加をし、業界関係者も40人ほど参加をするなど、熱気に包まれたシンポジウムでした。
- (2) 「アスベスト対策情報」は、総会報告号の1回しか発行しませんでしたが、「めざす会ニュース」は5回発行されました。

7 組織の強化拡大

アスベスト規制法制定に協力をいただいている諸団体に会員になるようよびかけたところ、3団体、4個人が新たに会員になりました。

1991年度活動方針

1 はじめに

昨年のわが国のアスベスト輸入量は29万トンと相変わらず高い水準を維持しています。

この10月に廃棄物処理と清掃に関する法律が改正されましたが、飛散性アスベスト廃棄物は特別管理廃棄物として取り扱われることが国会答弁で明らかになっています。アスベスト処理は、公立小中高等学校が一通り終了し、その後の処理工事はあまり増えていないようですが、相変わらずズサン工事もみられます。北海道富良野市にあるアスベスト鉱山のズリ山からのアスベスト粉じんも問題になっています。

ドイツは、1994年末までにアスベストの輸入、生産、使用を全面的に禁止することにしました。アメリカでは、アスベストの使用を段階的に禁止するEPA（環境保護局）の政令が昨年から発効しています。1996年には1985年の使用量の94%を削減することをめざして、三段階のステップでアスベストの製造、輸入、加工を禁止するというものです。

わが国では、日本石綿協会が自主規制方針を発表しました。建設省はアスベスト成形品を含んだ建築物の解体・処理工事の指針を発表する予定です。また、私たちの手でアスベスト・職業がん110番によるアスベスト被災者の掘り起こしもはじまりました。今年度こそアスベスト規制法制定のラストチャンスとして、全力をあげて法制定運動に取り組みます。

2 アスベスト規制法制定の取り組み

「アスベスト規制法制定をめざす会」に参加をし、来年の第123回通常国会でのアスベスト規制法の成立をめざして全力で取り組みます。国会要請行動の組織化、山場での集会を計画して行動を積み上げると共に、議会対策を強化します。

地方議会にたいして、アスベスト規制法制定を政府に要請する意見書を採択するよう働きかけます。また、地方議会で地方自治体のノンアス宣言をするように働きかけます。

3 行政との交渉

廃清法の改正では「バーゼル条約に加入できるよう国内法制の整備を急ぐとともに特別管理廃棄物の指定ができるだけ拡大すること」という付帯決議が衆参両議院で採択されています。厚生省は「この国内法の整備は次期通常国会で行なう」と答弁しています。私たちは、アスベスト廃棄物の処理について、安全かつ確実に行われるよう働きかけていきます。

建設省は、3月に建築物の解体・改修にともなうアスベスト成形品の取り扱いの指針を発表する予定です。吹き付けアスベストだけではなく、アスベスト建材にたいする安全な取り扱いが実施されるよう働きかけていきます。

北海道富良野市のアスベスト鉱山のアスベスト粉じん問題について、飛散防止対策の指導を徹底するように通産省に求めていきます。

4 アスベスト被災者への支援

アスベスト被災者の掘り起こしをおこない、労災申請等の支援をおこないます。そのため、アスベスト被災者とその遺家族の組織である「アスベスト被災者の会（仮称）」の組織化に協力します。

横須賀石綿じん肺裁判斗争、ジョンズマンビル社に対する賠償請求などに引き続き協力していきます。

5 調査活動

アスベスト鉱山やアスベスト製品製造工場の所在地、さらには日本資本の海外でのアスベスト製品の製造など、アスベストの採掘、製造に関する情報の収集に努力します。また、情報公開条例などを利用しながら、公共施設におけるアスベストの使用実態を明らかにしていきます。さらに、アスベストによる健康被害調査に協力していきます。

6 教育広報活動

アスベスト規制法制定の運動やアスベスト被災者の掘り起こしをすすめるために、学習会やシンポジウムを企画します。また、そのような企画に積極的に参加します。

「めざす会ニュース」の発行に協力すると共に、「アスベスト対策情報」も適宜発行します。

7 組織の強化拡大

アスベスト規制法制定に協力していただいている諸団体に会員になるよう呼びかけます。

8 会費について

会費を据置にし、引き続き、団体会員は中央単産が年間10,000円、その他の団体が年間5,000円、個人会員は年間2,000円とします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含むものとします。

以上

総会宣言

1987年11月、労働組合と市民団体によって結成された石綿対策全国連絡会議は、5年目の活動に踏みだそうとしている。

この4年間、石綿対策全国連絡会議は、着実に前進してきた。アスベスト問題が大きな社会問題となり、関係方面との交渉、各地での学習会を精力的におこなった時期、また、じっくりと研究会を重ねて政策提言を作りあげた時期を経て、現在、石綿対策全国連絡会議は、アスベスト規制法制定をめざす会の中心組織として、アスベスト規制法制定運動を担っている。

今年の通常国会では、わずかな準備の遅れでアスベスト規制法を提出できなかったが、すでに規制法案要綱はできあがり、あとは法案を国会に提出すればよいだけである。来年の第123回通常国会では、アスベスト規制法案を絶対に成立させなければならない。そのためには、63万人の署名を集めたアスベスト規制法制定を求める国会請願署名運動の成果をふまえ、地方議会での意見書の採択をはじめ、関係各方面への働きかけを強め、再度、国民世論を大きく盛り上げる必要がある。

アスベスト・職業がん110番によるアスベスト被害者の掘り起こしもすすんでいる。アスベスト被害者やその遺族・家族の団結を作り上げていくために、出来るかぎりの協力が求められている。

さらには、アスベストを使用した建築物の解体・改修工事が安全に行なわれ、アスベスト廃棄物が確実に処理されていくよう監視を続けていかなければならない。

このように、アスベスト問題の取り組むべき課題は多い。会員の団結を一層強め、多くの協力者と手を取り合って、アスベスト規制法制定の運動の山場であるこの1年間を、全力をあげて活動することをここに宣言する。

1991年11月5日

石綿対策全国連絡会議 第5回総会

1991年度役員

代表委員	加藤 忠由	(全建総連委員長)
	中西 敬	(自治労副委員長)
	富山 洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬 弘忠	(東京女子大学教授)
	佐野 辰雄	(元労働科学研究所副所長・医学博士)
事務局長	伊藤 彰信	(全港湾)
運営委員	矢沢 寿義	(自治労)
	中島 健治	(日教組)
	深瀬 清祐	(合化労連)
	里見 秀俊	(全建総連)
	平井 宏一	(全造船機械)
	温品 淳一	(アスベスト根絶ネットワーク)
	安田 節子	(日本消費者連盟)
	西田 隆重	(神奈川労災職業病センター)
	中桐 伸五	(自治労顧問医師)
	山本 高行	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	古谷 杉郎	(全国安全センター)
	信太 忠二	(個人)
会計監査	仁木 由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター)

アスベスト・職業がん110番 集計結果報告

全国労働安全衛生センター連絡会議

108東京都港区三田3-1-3 MKビル3F TEL03-5232-0182

石綿対策全国連絡会議

102東京都千代田区六番町1 自治労安全衛生対策室 TEL03-3239-9470

1991年7月2日、12都府県14ヶ所に開設した「アスベスト・職業がん110番」に寄せられた相談は、以下のとおりでした。

1 都道府県別・内容別相談件数

	職業暴露による健康被害	職場のアスベスト対策	家族・近隣暴露関係	建物・家電製品等の関係	その他	計
東京	36	14	1	64	11	126
神奈川	13	1	1	13		28
新潟	1			4	1	6
京都	7			7		14
大阪	43	10		23	2	78
広島	6			6		12
愛媛	14		1	17	2	34
高知	3		1	6		10
熊本	1			1		2
長崎	3	1		1		5
大分	4			5		9
宮崎				1		1
合計	131	26	4	148	16	325

2 職業暴露による健康被害関係 その後の相談を加えた140件について整理をしてみました。

①相談者の被災者との関係

本人	86
妻	31
子供	6
母	4
兄弟	2
親類	1
合計	140

②被災者の生死・年齢

	死亡	生存	計
40才未満	0	4	4
40~49才	2	11	13
50~59	4	18	22
60~69	6	13	19
70~79	3	6	9
80才以上	0	1	1
不明	4	68	72
計	19	121	140

③申告病名（複数回答有）

	死亡	生存	計
肺がん	7	7	14
悪性中皮腫	7	1	8
がん性腹膜炎	1	0	1
アスベスト胸水	1	0	1
石綿肺	1	2	3
じん肺	1	20	21
肺気腫	1	3	4
慢性気管支炎	0	3	3
肺結核	0	3	3
胃がん	0	1	1
肝臓がん	1	0	1
良性中皮腫	0	1	1
肺炎	0	1	1
肺浸潤	0	1	1
不明	0	17	17
なし	0	64	64
計	20	124	144

④業種・職種

建設(大工等)	21
断熱・保温・配管	12
石綿製品製造	12
造船・海軍工廠	7
吹き付け	5
解体	5
自動車(部品組立含)	5
自動車修理	3
電気工事	3
ボイラー	3
溶接	3
板金	3
船員	2
電力	2
化学	2
製鉄	2
その他製造業	16
その他・不明	34